

第二回國會議院文教委員會會議錄第二十五号

昭和二十三年七月四日(日曜日)

午後五時五十五分開議

出席委員

委員長 松本 淳造君

理事 水谷 昇君 理事 西山富佐太君

圓谷 光衛君 富田 照君

花村 四郎君 田淵 實夫君

松本 七郎君 伊藤 恭一君

久保 猛夫君 武田 キヨ君

黒岩 重治君 平川 篤雄君

織田 正信君

出席國務大臣

文部大臣 森戸 辰男君

出席政府委員

文部政務次官 細野三千雄君

文部事務官 辻田 力君

委員外の出席者

議員 林 百郎君

專門調査員 宇野 圓空君

專門調査員 横田重左衛門君

本日の會議に付した事件

教育委員會法案(内閣提出)(第一五二号)

○松本委員長 それでは會議を開くことにします。

教育委員會法案を議題といたします。

本議に關しましてはすでに大體の審査を終了いたしておりますが、なお御質疑の点がありますならば、これを許します。

○久保委員 私は先ほど委員長が大體關係方面との折衝を御報告になつたのを聞いて、向うの氣持、好意に対しては非常にうれしく思うものであります。

そこで委員會に対してはお話した

ことがあつたのであります。それは私が繰返し主張してきまつたところの、本教育委員會法を、われ／＼はある程度満足するところまで修正ができたのでありますけれども、実はその一番根本をなすところの予算關係について、一応時間がないからというので置いておいて、他日の研究並びに修正に譲ろう。ただそれだけのことで、とうていこの委員會としての職責が果たしたとは思わぬのであります。私もまた委員としてさういふふうに思うのであります。大體向うの意向もわかつたことではありますから、もしわれ／＼が、この委員會としての責を果そうとするならば、明後日から議會が閉會になることになつておりますが、この閉會中に、資料なり何なりを整えておくことにして、第三國會が開かれたときに、この問題について、この委員會でさらに審議を進めて、さうしてもしその点に關しての修正にかかるといふ意思が委員會にあるならば、私は非常に満足するものであります。ただそれがなくして、將來の問題としてこれを残すというそれだけのことであるならば、私ははなはだ不満をもつものであります。これは委員長並びに委員各位の御意向を伺いたいと思つたのであります。

○松本委員長 ただいまの久保委員の御意見に對しまして、何か御意見ございませんか。

○松本委員長 賛成の方が多数でありますので、さうにいたしたいと考えて

ます。なおお休会になりましたも、これは委員長としての考であり、これは國政調査をやる必要があると思ひます。たとへば委員會法の予算に關する調査であるとか、あるいはかねて懸案になつておりました大學設置に關する実施觀察の問題でありますとか、その他もあると思ひますが、さういふ面もありまゝで、正式に調査をするということを議長に出した方がよいと、かように考へておりますが、いかがでありますか。

○松本委員長 それではさうに取計らいます。

○松本委員長 なおこの際お諮りいたします。委員外でありますが、議員林百郎君から本案について意見を申し述べたいという要求がありますが、それを許可するに御異議ありませんか。

○松本委員長 御異議ありません。

○林百郎君 貴重な時間を割いていただきまして、簡単に日本共産黨の教育に關する大綱、方針だけをこの委員會へ具申しまして、將來の日本の國の教育制度についての御参考に供したいと思つたのであります。この教育委員會法案について、すでに質疑が終了し、本日討論の段階に至つておることをお聞きしておりますから、斯界の權威である本委員會において、將來の日本の教育制度を御審議なさる際の参考としてお聴き願ひたいと思つたのであります。

○松本委員長 それでは討論に入ります。

○松本委員長 それでは討論に入ります。

○松本委員長 それでは討論に入ります。

○松本委員長 それでは討論に入ります。

○松本委員長 それでは討論に入ります。

○松本委員長 それでは討論に入ります。

○松本委員長 それでは討論に入ります。

○松本委員長 それでは討論に入ります。

○松本委員長 それでは討論に入ります。

○松本委員長 それでは討論に入ります。

す。なお教育委員會法に對するわが黨の態度も、私の討論の中に入れておきたいと思つたのであります。

わが黨といたしましては、人民の教育を受ける權利を保障するため、義務教育と、高等教育、大學をも含めて、これを國家で行ひ、民主的に管理する、いわゆる教育の人民管理ということを考へておるのであります。これを執行するために、すなわち教育を人民管理し、民主的に管理するために、中央に最高教育會議を設けるといふことを考へておるのであります。ただいま上程されております教育委員會法に關しましては、都道府縣の教育委員會は設けられておりますが、中央の最高委員會に對しての方針が何ら示されておらないのであります。その点につきましてわが黨といたしましては最高教育會議を設ける。この最高教育會議の委員は推薦によるものであつて、その推薦母体は何かといふと、第一には各都道府縣教育委員會、それから民主的な文化的な諸団体、教職員組合、市民の団体、その他労働組合、農民組合というようない民主的な諸団体を推薦母体にして最高教育會議を設ける。この中へは公職から退放された者とか、あるいは軍國主義的な経歴をもつておるという人は除かなければならないと思つたのであります。この最高教育會議は、國會に對して責任を負ふ。しかし教育に關する一切の事項を決定して、政府をしてこの最高教育會議が決定した事項を執行せしむる。行政廳である政府はこの最高教育會議の決定を拒否することのできないといふ方針で進んでおるのであります。この最高教育會議の決定を執行するために、政府に教育廳といふものを設ける。從來の文部省はいろいろの弊害がありますから、教育廳にかえて文部省を廢止するといふことに考へておるのであります。最高教育會議は執行機關であるところのこの教育廳の執行を監視、監督する。最高教育會議は國會に對しては責任を負うけれども、行政府たる教育廳に對しては、これを監視、監督し、教育廳は最高教育會議の方針を拒否することができないといふ方針をとらうと思つたのであります。

この最高教育會議の審議事項につきましては、第一に教育制度の内容に關する事項を決定する。第二としては教育財政計画を確立する。第三はそれ以外の待遇問題を決定する。第四はその他國民教育全般に關する事項を決定する。第五として育英事業計画を樹立するといふことになつておるのであります。

この教育制度の内容につきましては、この教育委員會法の四十九條、五十條にもありますが、左の事項を教育制度内容の中へ入れたらうと思つたのであります。イとしましては學科目、教授法、教材、教科課程の基準の決定。ロとして教科書の檢定基準の決定。ハとして各種の學校の設置基準の決定。ニとして教員の資格基準の決定、教員の再教育、養成計画の決定。ホとして教員の適格審査の基準の決定と運営の監督。ヘとして教科書、學用品、通學用品の

ことができないといふ方針で進んでおるのであります。この最高教育會議の決定を執行するために、政府に教育廳といふものを設ける。從來の文部省はいろいろの弊害がありますから、教育廳にかえて文部省を廢止するといふことに考へておるのであります。最高教育會議は執行機關であるところのこの教育廳の執行を監視、監督する。最高教育會議は國會に對しては責任を負うけれども、行政府たる教育廳に對しては、これを監視、監督し、教育廳は最高教育會議の方針を拒否することができないといふ方針をとらうと思つたのであります。

配給計画。トとして給食の基準と計画。チとして教育復興計画、教育施設の建設計画等であります。このうちからへまでは教育委員会法にありますが、教育復興計画、教育施設の建設計画、二の教育財政計画の確立、三の教員の待遇問題の決定、その他教育事業の確立というようなことは、まだこの教育委員会による権能事項の中にはいつておらないと思つております。將來はこゝういふ事項もやはり教育委員会の仕事として考えていくべきだと思つております。

その次に、この本部機関として地方に教育委員会を置くのでありますが、この地方の教育委員会というものは大體この教育委員会法のこれに則つていふと思つております。ただわが党としては、この地方教育委員会の中には、公選の委員と、やはり教職員組合、労働組合、農民組合、民主的な文化団体等を推薦母体とする、こゝういふ面からも選ばれた委員を入れなければならぬと思つております。この点につきましては、本委員会の御努力によりまして教職員の立候補の自由が確立されたことは非常に喜ぶべきことだと思つております。わが党としては、そのほかなお労働組合、農民組合といふような団体から推薦してこれを入れる。まだ日本の國の民主化の現状からいましては、公選によりましては、やはりボク的な要素が非常に多く出る危険がありますから、しばらくはこゝういつた組織労働者、民主的な文化団体からの推薦による委員を出したらどうかといふことを考へておるのではありません。この地方教育委員会は、地方の議会に対して責任を負つて、それ

ぞれの地方において最高教育會議の決定に従つて次の事項を審議立案して、その決定を地方行政機關に執行せざる、その執行を監督監督するといふことになつておるのであります。すなわち地方教育委員會は中央における最高教育會議の方針に従つて地方の教育行政を監督監督し、その標準化をはかつて、その責任はただ議會に対して負うのみであるといふ方針でいきたいと思つております。なおこの地方教育委員會の中に含まれておらない事項として、給食の基準と計画といふようなことも入れるべきだ。それから教育復興計画、教育施設の建設計画、教育財政計画、その他の地方教育全般に関する事項といふようなことを入れるべきだと思つております。なお、都道府県教育委員會は最高教育會議に意見を具申してこの執行についてこれを報告をする、あくまで最高教育會議の指導のもとに諸方針を決定する。なお、最高教育會議並びに地方教育委員會の委員に対してリコール制を確立してもいいといふことが一つ。それから最高教育會議、地方教育委員會は、その決定にあたり、十分に國民の輿論を聴いて民主的に決定してもらいたい。

最後に、この教育委員会法としてな

町村、特別区の教育委員會について、これは日本の國の民主化が下部に浸透し確立されるまでは、しばらくこの委員會を設置しないようにする、都道府県並びに特別市の教育委員會程度に止めてもらいたい。これを最後に希望いたしました。わが党の教育人民管理の大綱を皆さんに参考までに申し上げる次第であります。貴重なお時間をありがとうございます。

○松本委員長 これで質疑は終了いたしました。これより討論に入りたいと思つております。この際各派共同提案による修正案が提出されております。松本七郎君より趣旨の説明を願ひます。

結論を申し上げます。わが党の主張するところは、最高教育會議並びに地方教育委員會は、國會並びに地方議會に対しては責任を負うけれども、教育行政に對しては優位にあつて、教育行政廳はこの最高教育會議並びに地方教育委員會の方針を拒否することはできない、かつ教育委員會並びに最高教育會議は各行政廳の教育方針に対して監督監督をするといふ方向と、その委員會の中へ民主的な諸団体からの推薦委員を入れるといふことになつておるのであります。

○松本(七)委員 本委員會は政府提案の教育委員會法案に對しまして慎重審議を重ねましたが、その結果、各党から出ておる各委員が一致して強調した点は、なるほど原案は、案としては理想的であるけれども、日本の現状からすれば、あまりにも現実から遊離し過ぎる感が強い。こゝういふ観点から、重要な点を相当修正する必要があるといふことをごさいます。こゝういふ観点に立ちまして、委員會では慎重審議を重ねて、次の教項目について修正案を提案するに至つた次第であります。詳細なことは省きまして、そのおも

な点だけを御説明申し上げますならば、第一に設置の範圍でございます。現在のような教育の大改革を行いますときに、この原案のような趣旨を徹底することは、まことに望ましいことではございまして、現に各地方とも六・三制の実施に四苦八苦をしており、財政は窮乏に瀕しておるのであります。こゝういふときにただちに政府原案のごとく市にまでこれを至急実施するといふことになる、教育界が非常に混乱する。この際は、せめて都道府県、五

大都市くらいに止めたい。こゝういふ意見で、この第三條を次のように改めることにいたしました。すなわち「教育委員會は、都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。町村にこれを設置する。また政府の原案では、人口一百万以下の町村が連合して委員會を設置することになつておりましたが、この修正案では、町村も希望するならば独自に委員會を設置することができるようになり、すべきであるといふこと。それから、修正案では、さしあたりただちに実施するのは都道府県及び五大都市に限りまして、市及び町村の委員會は二年間これを延期するといふことに決定したのであります。しかしその二年以内においても希望する町村がなきにしもあらず、現にこゝういふ声もございまして、希望する場合はこれを設置することが出来る旨を規定したのであります。

第二は経費であります。この法律を実施するにあたりまして、一番憂慮される点は、各地方の財政的な負担があまりに大きくなりはしないか。まだ現在の日本の地方自治体の財政が確立されておられませんから、どうしてもこれは國庫から相當補助する必要がある。こゝういふ観点から経費の補助という規定を新たに設けたのであります。すなわち第五條の次に一條を加へまして第六條として「教育委員會に要する経費及びその所管に係る経費は、國庫からこれを補助することが出来る。」と規定したのであります。

次は組織におきまして、原案では現職の教員は立候補することができないといふことになっております。これは教育委員以外の公務員は現職でもつて立候補することが出来るのに、教育委員のみ立候補までも禁止するといふのは不当であるといふ見解と、さらに積極的にいへば、現在まだ日本の教育的な関心といふものが低い、なるほど從來は日本における教員は非常に型にはめられておつた。しかしそれは教員の素質、能力がないのではない、文部省の教育政策によつてこの能力を發揮することができないように閉ぢ込められておつたのであるから、現職教員が自由に立候補して、積極的にこの日本の教育の改革を担当してもらう方が適當である。教員にも視野の廣い熱心な方がたくさんおられるのだから、むしろ積極的に立候補を現職のまましていただく。ただ問題になりましたのは、委員會といふのは、使用者側であるから、教員が委員になることは不都合であるといふやうな意見が相當有力に唱へられました。が、當選すれば現職を離れるのでありますから、何らその立候補を禁ずる理由はないといふ意見で、この第九條を削除いたしましたのであります。次に第四番目ですが、原案の三十一條におきまして、教育委員は報酬を受けることができないといふことになっており

ます。これはやはりほんとうに身を挺してこの教育委員会に入り込んで仕事をしたいのだためには、それ相当の報酬を出す必要があるという見地から、次のように改めました。すなわち「地方公共団体は、当該教育委員会の委員に対し報酬を支給しなければならない。但し給料は支給しない。」委員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。このように改めたのであります。

次は四十九條におきまして、原案では「教育委員会は、教育長の助言と推薦により」と、こういうふうになつておりますが、これではあまりにも教育長の下に立つた感じが与へますので、どうしてもこれは受動的な趣意味にする必要があるというので、この條文を改めまして「教育委員会は、左の事務を行う。但し、この場合において、教育長に対し、助言と推薦を求めることができる。」と改正したのであります。

さらに人事に関する点でございますが、なるほどこの教育委員会を置く精神から申しますならば、人事もまたそのおの／＼の教育委員会が独自にこれをやるということが、理論的には考えられるのであります。しかしながらやはりこれも現在の日本の状態と過去の長い間の習慣というふうなものから考えますと、教員の交流、そういう点はもつと廣い範圍で、そうして自由にできるようにしておかなければ實際問題として困ることが多いであろう、そこでせめて地方委員会と都道府県の委員会とが話し合うという機關が必要ではなからうか。できれば、当分の間は都道府県にこの人事を任せる、地方委員

会はただ具申をするということが望ましいという意見が、ずいぶん強かつたのであります。結局今回はこれが協議会を設置する程度に止めておこうということに結論がついたのであります。すなわち第五十條の次に第五十一條といたしまして、ここに新たな協議機関の規定を設けました。すなわち「校長及び教員の任免、給与等の人事その他共通する必要な事項を決定するために、都道府県内の地方委員会と都道府県委員会が連合して協議会を設けることができる。」前項の協議会の決議は、全員一致によらなければならぬ。この協議会に關し必要な事項は、当該教育委員会の協議によつて、これを定めなければならない。かような規定を設けたのであります。これはもし都道府県に一切の人事権というものを与えようと、やはり中央集権的になる危険がある。この危険を防止しよう。それと同時に、人事の交流その他の便をこれではかろうという趣旨でございます。

大体おまな点は申し上げたと思ひますが、ここで一つ附け加えておかなければなりませんことは、この法案を實施するに於て最も必要なことは、冒頭にも申しましたように、財政的の基礎を確立するということです。この点は今回は委員においても相当案をもつておられるのであります。十分な審議期間がございせんので、それを持ち寄つて結論を見出すまでに至りませんでしたが、しかし今後におきましてわれ／＼一層研究いたしまして、この財政確立の基礎を固める必要がありうということに全員一致したのであります。この点については今回の修正に

は入りませんでした。今後二期したいという考えでございます。ごく大ざつぱでございしましたが、以上重要な点のみ御説明を申し上げまして、趣旨弁明に代らせていただくことにいたします。

○松本委員長 それでは修正案及び原案を一括して討論に付します。討論は通告順によつてこれを許します。水谷昇君。

○水谷昇委員 ただいま上程中の教育委員会法案に對しまして、私は民主自由党を代表しまして相当この文教委員会において修正をいたしました修正案に賛成せんとするものであります。本法案の目的は、その第一條に、この法律は教育が不当な支配に服することなく、國民全体に對し直接に責任を負うて行わるべきものであるという自覺のもとに、公正な民意により、地方の實情に即した教育行政を行い、その教育本来の目的を達成するということであり。これは、昨年の三月三十一日に公布施行されました教育基本法の第十條に規定されてあるところでありまして、この方針に基いて、地方教育行政に關する根本的改革を企圖したところの法案であります。この教育の目的を達成するために、行政が民主主義一般の原理のもとに、権限の地方分権、公正な民意に即するもの、制度的にも機能的にも教育の自主性を確保する、この三つの根本方針によつて制定せられたこの法案は、すでに實施中の新學制を初め、その他の教育刷新に關する諸施策を急速に促進するとともに、他面今後の諸改革の強力なる支柱となるべき重要な意義をもつものであります。この趣旨において賛成する

のであります。しかしながらこの教育行政の地方分権を行うために、これと同時に財源の裏づけがなければならぬのであります。現在地方の財源の困難なことは各位御承知の通りであります。六・三制の完全實施が未だ不完全で昏迷中であるのであります。そこで財政上の地方分権の確立をして、地方の財源がゆたかなるか、あるいは多額の國庫の補助を得るか、いずれかでなければなりません。我が國の現状からいへば、早急な實施には多大の困難が伴ひ、今日六・三制の完全實施にも悪影響をすることになりますから、相當の準備を必要とするものであります。これが都道府縣の設置の場合を考えてみますと、比較的財源の基礎づけがなされ、民主的な運営がなされるときに、地方教育の分権が確立し、教育民主化のために大いに喜ばなければなりません。しかしこの教育事務局の機構が拡大し、人的にも多くの人を擁して経費がかさむのでありますから、地方財政の確立が重大な要件であります。

次に五大都市の場合には、府縣と獨立して、市民の總意により教育の公正化と獨立化を圖らなければならぬと思ふものであります。教育財源の確保をはかるため、特別な措置を講ずる必要があると思ひます。その他の都市、特別区、人口二万以上の町村に設置せられる場合を考えますと、大小の差はありますが、一般に縣や五大都市ほどの財源能力がないのでありますから、経営が非常に困難であります。殊に人口一万以上の町村の設置の場合には、委員会における私の質問に答へられた文部省の計画によると、事務局に要する

経費は、概算において、人口一萬のもの、人口三萬のもの人口十萬のもの、いずれも年間五十八萬七千三百七十円を要するのであります。これは二級官二人、三級官二人、雇一人計五人という計画であります。なか／＼これだけで所期の目的を達することはできないので、このほかに相當の経費を要するのであります。これはこの計画によつて考えてみますと、人口一萬程度と人口十萬程度と同方比較するならば、十分の一程度の人口について、経費は十倍を要することになるのであります。この負担額は相當の差があるものでありますから、我が國の現状において地方小都市においては、いましばらく實施困難であります。また大都市においても、殊に大都市における特別区といたしまして、東京府の各区のごとき獨立した財源を持たないところは、いかに財源を確立するかが問題であります。そこで最近、町村は適宜合同して設置可能な区域をつくることのできるよう、自由を与へ、また一箇町村においても、環境や財政その他諸種の状況によつて、可能なものは設置し得るよう、一萬以上という不自由なわくを撤廃するように修正したのであります。提案の御説明にこの点がなかつたのであります。これは重要な問題でありまして、修正案には第三條の第二項といたしまして、町村は適宜合同して設置することができ、かように修正したのであります。そうして新學制の六・三制完全實施、地方財政の確立等とにらみ合せて、その實施は三箇年をわれ／＼は修正意見としたのであります。いろいろ相談をした結果、二箇年という修正になつておるの

であります。また特にこの修正案によりますと、市と町村は二箇年後ということに修正案ができたのでありまして、これは私も地方の財政の上から考へて最も結構だと存じます。次に極限の上から人事権を人口一万以上の程度の町村の地方委員会が持つたとき、教員の適正配置が円滑にいかなくなり、教員がある地方に偏在するのを直すためには、地方委員会相互の交渉だけではむずかしい。この点からも町村は適宜合同せしむべきであるという考へのもとに、第三條が修正されたのであります。

第四十八條に、新制高等学校の移管の問題は、当該教育委員会の協議により、いづれよりいづれにも移管することができるよう修正したことは、まことに結構であります。経費の問題で第五條において、我が國の現状においては、地方の財政困難は説明をするまでもありませんから、教育委員会における経費は地方の負担とするといふこととしまつておりますが、さらに第六條を設けて、教育委員会に要する費用と学校の建物や設備に要する費用、それを教育委員会が使用する経費として修正いたしました。この一箇條を附加したことはまことに結構だと思つてあります。

第四十九條においては、提案の御説明にもありましたが、せつかく過去の教育の中央集権の弊を排除して、教育の民主化を徹底させるというのに、教育委員会の事務局殊に教育長の権限が過去の弊を繰返すようなことになつてはならぬのであります。もちろんこの條文はさうな意味ではないように、当局から説明は聴いたのであります

が、この文句では、すなわち「教育長の助言と推薦により」といへば、これが前提となつて委員会がそれらの事務を行うように解釈せられますから、この点を明確にするために、「教育委員会は左の事務を行う。但しこの場合において、教育長に対し、助言と推薦を求めることができる」というふうな修正したことは、われわれの目的を達することができて、まことに結構だと思つてあります。

そのほか第九條の削除、第三十一條の修正であります。報酬の支給、職務を行うために要する費用等に修正したことは、これまた喜ぶべきことであります。

第五十一條を設けて、人事に関し協議会設置の件を規定したことも、時宜に適したことだと喜ぶものであります。

それからさきにも申しましたが、財政確立の点に至りましては、私どもは具体的な案をもつてこれを修正したいと思つておるものであります。審議の期間がはなはだ短時間でありますために、私どもはこの期間にできるだけの努力をしたのでありますけれども、とうていこの短時日ではこの大問題を解決することができませんでしたから、今後において大いにこれを研究して、將來においてこの点を確立するようになつて存じておるものであります。

その他いろいろ修正した点がありますが、この修正案に対して全部賛成するものであります。

○松本委員長 田淵実夫君。

○田淵委員 本法案の修正において当委員会が最も意を用いましたところ

は、ただいまも御意見がありましたように、この法律の目的として第一條に規定してあります。教育が不当な支配に服することなく、しかもそれが公正な民意によつて、地方の実情に即した教育行政が行われなければならない。この観点からほとんどの修正が行われたものと考へるのであります。大體修正いたしました際に、重点となつたところは三つあると思つてあります。その一つは設置範囲の問題であります。

次は人事の問題であります。最後に財政、この三点に力点が置かれたのであります。設置範囲におきましては、都道府縣並びにいづれも五大都市にこれを設けるとともに、以下の市町村にもこれを設ける。但し市町村の場合は二年これを延期するといふふうに規定されましたのは、過渡の公聴会などの意見に徴して、最も地方の実情に即した、現段階における國情に即した修正であると考えまして、賛意を表するものであります。経費の点におきましては、第五章に新たな規定を加えましたのも、これまた当然であつたと思つてあります。組織の問題におきましては、第二章の選挙の規定において、現職教員の立候補を認めたといふことが、この修正の実に大きなやまであると思つてあります。なるほど現職教員より立候補せよといふことになるならば、教員たりし者が委員のほとんど、もしくは全部を占めるのではないかと。少くとも半数を超えるようなことがあつたならば、この委員会の運営は円滑にいかないのではないかと、うらやましいもあつたのであります。が、他の公務員一般を立候補せしめなというのならば、一応筋が通るのであります。

たゞ私はこの場合特に強調しておきたいことは、現職教員の立候補を認めたい以上は、現職教員側におきましてその立候補に際しては、いづれも民主的な態度をもつて候補者の推薦決定といつたものを行つていただきたいといふこととでございます。これがセクト主義に陥つて、かかることは万あるまいとは存じますが、もしセクト主義に陥つてこの立候補がなされ、従つてそれによつて幾人かの当選者がここに現れるといふことになりまして、多くの問題を委員会内に残すのではな

いかに考へるものであります。現職教員の方は教育の専門家であるとともに、また父兄であり、國民大衆一般なんでありまして、従つて父兄である立場、國民大衆の一員であるという立場をよく認識されまうと、教育専門家としての自負、信念、權威をもつて、ここにそつした立候補者の選挙その他に當つていただきたいといふことを特別お願いしたいのであります。

次に第三十一條におきまして幾分の報酬を認めたことは、当然であると思つてあります。どなたかの御意見にも、今日無報酬にして働かざるものは、やみ屋よりはかたないといふやうなお言葉があつたのであります。が、他の有力なる諸外國の場合とは異なりまして、殊に終戦後のわが國においては、無報酬で働き得る人が幾人あるか。もし無報酬にして働き得る人があるとするならば、あるいはさうした人は眞に教育行政を担当すべき人ではなくて、いわゆるボスの存在である。このように考へられますところから、ここに当然報酬を与えることを規定したことは賛意を表するのであります。

さらに、第四十九條において「教育長の助言と推薦により、左の事務を行う」となつておりましたのを、「助言と推薦を求めることができる」と改めました点は、この委員会の本務を十分に活かし得たところの規定だつたと思つてあります。「助言と推薦により」と規定しておりますならば、これは絶対的な前提条件であつて、教育長は委員会に所屬しているのではなくて、委員会が教育長に所屬しておるとき規定となつてゐるのであります。これを改めました点、また異議がないのであります。

次に、第五十一條において、人事に関しまして、協議会を市町村の委員会の間に設けるといふ一項を加へました点であります。都道府縣の委員会にのみ人事を任しておくならば、末端の実情といふものが誤られやすい、従つて円滑な人事の交流といふことがはかられないのであります。そこで円滑な人事の交流をはかるとするならば、ここに協議会的なものを設けまして、ここに潤滑的な役割を演じさせるといふこと、しかも半面都道府縣の教育委員会が中央集権化することを憂へまして、これにブレーキをかける役割を演じさせるといふこと、こゝういふ意味合から、この規定また大いに賛成する

ものであります。

最後に、財政の問題でありますが、教育委員会の予算に關しましては、深くこれは検討しなければならぬ問題であります。私などの見解からいたしますならば、教育目的税というものをここに設定いたしました、その教育目的税によつて賄つていくという行き方が最も自然な正しい行き方であらうと考へるものであります。ただ留意しなければならぬのは、この教育目的税なるものは、これを設定いたしますに

ついでには、實に緻密な計算と用意が要するのであります。その財源を那辺に求めるか、その税源をどこに求めるかといふ、この問題がまず解決されなければならぬのであります。従つて、これは一般税制、一般財政と深い連関をもつてくるのであります。ゆえに、今日だちに問題を解決するわけにはいかないのであります。けれども、それだけに重要であります。ゆえに、これはやがて本委員会において、来る議案に再び修正案でも出されることによつて慎重に審議されなければならぬ問題であらうと思ひます。そういう意味において、私たちはこの委員会の財政問題について、なお検討すべき多くのものが残つておるといふことを強調しまして、以上申し述べました修正の諸点について賛意を表し、この修正案に日本社会党は賛成するものであります。

○松本委員長 西山富佐太君。
○西山委員 私は本教育委員会法案の共同修正案に對しまして、民主党を代表して賛成するものであります。本案は従来の封建的、中央集権的の弊を除き去りまして、教育行政を民主化する

るために設けられたものであると考へます。言葉をかえて言えば、教育基本法の徹底を期するために設けられたものであると考へるものであります。しかして本案は全國五十万の教職員はもちろん、全國各市町村方面において特に多大の関心をもち、不安を抱いておつたものであります。原案によりましてこれは日本の民主化の程度と、窮迫しておる地方財政の狀態よりして、多くの困難と支障があります。これが修正案の説明のごとく、——私はこ

こで重複を避けて一言申し上げませうが、修正されましたことは、審議にとりかかる當時予想しておりましたことから考へると、相当適切な修正ができたと思へるものであります。しかし運営上には多大の考慮を必要とするものがあるものであります。本案の実施に誤りなきを期するならば、教育民主化のために喜ぶべきものであると信じております。

さて運営上最も重要な予算の裏づけについて、時間の關係上、未だその措置をつけることができなかったことを遺憾とするのであります。これは本案の成立後引き続き研究調査を續けまして、適切な措置を講じ、再び修正案を出しまして、万全を期したいと思ひます。このことを前提として、本案に賛成するものであります。

○松本委員長 黒岩重治君。
○黒岩委員 私は教育委員会法案に對しまして、國民協同黨を代表し、各派共同提案の修正案並びに修正案において修正された以外の原案に賛成するものであります。教育民主化の課題は、わが國民に課せられた重要な問題であると存じます。制度としては、特に教

育基本法、学校教育法等の制度を制定いたしまして、すでに実施されておるのであります。が、實際においてその実をあげようとする具体案として、この制度は當然考へなければならぬところのものであつたと存じます。かような意味におきまして、原案はまことに

つまらない構想のもつてつくられておると存じますが、わが國の現實には一致を欠く点が多々に見えられたのであります。従つてわれわれは各派協同のものと修正をしなければならぬという結論に到達したのであります。段々申し上げておりましたように、第三條の設置の範圍と実施の時期について、國家の實情に合致するように努めた点、第五條の國庫補助ができるように修正をした点、第九條の教員被選挙權の制限を撤廃した点、第四十八條の高等學校の所管の変更は、一方面的な意思においてでない、当該教育委員会が合議制の上でなければできない、合議制得ればそれが可能であるというような、はつきりした方法を考へた点。なお四十九條の教育長の専断というようなおそれのある点を修正し、五十條、五十一條の間に人事の公正なる運営及び待遇の均衡適正をはかるために、都道府縣教育委員会と地方教育委員会とが協議会をもつという民主的な合理的な機關を考へた点。なお五十五條から五十七條にわたります予算編成上の欠陥を十分に審議をした点。これらの点につき

ましては、われわれ委員としてはこの問題が特に國家の將來に對して大きな影響をもつという点を考へて、慎重審議をした結果の結論であつたのであります。その間公聴會や多數の請願書によつて、國民の輿論が那邊にあるか

といふことを十分に検討をいたしましたのであります。公聴會に御出席なされた方々の御意見には、多少の異なるた御意見もあつたと思ひますが、われわれはたゞ所屬所からこれを判断いたしまして、大体において國民の輿論を反映できるように努めたと思ひております。ただ予算編成上の欠陥といひます点は、御承知の通りに原案において、委員が予算を編成して、それを地方自治体の長に送付した場合に、地方自治体の長の意見によつて修正が可能であります。また修正が可能であるといふことは結構なことといひました。その間に見解の相違によつて、予算問題をめぐつて、地方自治体に好念が多分にあるのであります。そこでわれわれは目的税の設定とか、負担の最低標準とかいふものを定めて、紛争を起すことなく、必要な予算の獲得ができるような方法を考へたいと思つて苦心をいたしたのであります。これは他の制度にも關係をもつことであらう、短時日において研究の結果がその解決にまで到達しなかつたことを、まことに遺憾に思ふのであります。しかしながら、これは早い時期に、来るべき第三國會において修正をしようといふことを本委員会においては申合せをしたわけでございますから、われわれはこれにつきまして十分の研究をいたしまして、この欠陥を補うべく用意をしたいと存するわけであります。

以上私はわれわれの信ずる修正点の妥當であるといふことを信じます。ゆえに、修正案に賛成し、その他の部分については全面的にその妥當性を確認をいたします。ゆえに、本修正案並び

に修正案に修正されました以外の原案に賛成をいたすものであります。

○松本委員長 久保純夫君。

○久保委員 教育委員会法政府原案並びに各派協同提案の修正案に對する意見を申し上げます。

松本委員長から御説明があつたように、政府原案は、ある一つの理想的な形ではあつたけれども、いかにいかに日本の現實には、かなり遠い点が多々あつたと思ふのであります。すなわち設置の範圍であるとか、委員の選挙であるとか、あるいは委員の待遇であるとか、事務局の性格であるとか、委員会の権限あるいは予算編成等について、日本の經濟的な、あるいは日本の民度とまだかなり即應しないものがあつたと思ふのであります。これをわれわれは一応ここに審議を重ねてきたのであります。委員各位は、この委員会といふものは一つの教育を愛するといふ情熱を傾けて、これを審議をしてきたと私は思ふのであります。もし教育を愛する者が廣い意味の教育者であるといふことがいえるならば、おおよそこの委員会の委員は教育者といふことができると思ひます。私は文教委員であり、みづからそうした意味で教育者であると思つておるものであります。私は自分の教育を愛するといふこの情熱を傾けて、この委員会をよりよきものにしたと考へてきたのであります。したけれども、われわれのこの情熱をほんとうに結果するところまで至らしめるだけの審議の期間がなかつたことを、はなはだ残念に思ふのであります。御承知のように行政というものは現場に直結するものであつて、従つて本委員会

本日の本会議に上程をせられることになつたならば、そのあとで今のを加えられるような事態が起ることは非常に困つたことだと思ひます。その点深甚の御考慮をお願いしたいと思ひます。それからちよつと速記を止めていただきます。と思ひます。

○松本委員長 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○松本委員長 速記をとつて。——ただいま平川君の御発言の最初の方の教育公務員法と関連する御発言でありましたが、それにつきまして御協議したいと思ひますので、一時休憩いたします。

午後七時二十四分休憩

午後七時三十一分開議

○松本委員長 再開いたします。

先ほどの平川君の御発言に対しまして、理事會を開きまして意見をまとめたのでありますが、一応ごもつともな発言でございしますが、従来の慣習に、近く提案される予定の法律の場合——その点が多少関連ある法律である場合においては、欠字なんかありますしても大丈夫だという慣例がある。従つてこの際公務員法が本日は可決されませんでも、その点は従来の慣例上聞けない、大丈夫だという点が一つと、それからもう一つは、しかしそれではないかぬから、もつとはつきりしななぐちやいかぬということになれば、先ほど専門委員からお話しました修正案に対して、さらに修正を加えて、平川さんのお話になりました点を明らかにしておくとができるので、その点を修正したいと思つております。なお公

務員法は、委員会といたしましては、当然審議すべきものであり、これを上げたものはやま／＼でありますけれども、時間がありませんで、すでに政府の提案説明もありましたし、近く開かれます国会におきまして、当然審議すべきものだと考えておりますから、その辺のことをお含みくださいまして、御了承願いたいと思っております。

○平川委員 御存じと思うのでありますが、それならば、国会法第四十七條に基いて、本院の議決をまつて、特に閉会中もこれを審査すべきものとして、われ／＼は要求しなければならぬと思います。その方法をとつていただくことが——理由はもうすでに皆様方御存じの通りでありますから、繰返して申し上げますが、一番穏当な妥協案であろうと考えております。

○松本委員長 お答えいたします。その点は、委員長から議長に申出することによつて成り立つわけでありまして、それから同時に、先ほども申し上げておきましたが、それとは別でありまして、併せて御了解願いたいと思ひます。

○松本委員長 討論は終局いたしました。これより採決いたします。まず、本修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

○松本委員長 起立総員。よつて本修

正案は可決いたしました。次いで、ただいま修正せられました部分を除く原案について賛成の諸君の起立を求めます。

○松本委員長 起立総員。よつて修正部分を除く他の部分については、原案通り決定いたしました。よつて本案は修正議決されました。

○松本委員長 起立総員。よつて修正部分を除く他の部分については、原案通り決定いたしました。よつて本案は修正議決されました。

○松本委員長 起立総員。よつて修正部分を除く他の部分については、原案通り決定いたしました。よつて本案は修正議決されました。

○松本委員長 起立総員。よつて修正部分を除く他の部分については、原案通り決定いたしました。よつて本案は修正議決されました。

員長に一任したいと思ひます。○久保委員 従来の旧憲法のときの請願は、大して権威のないものであつたと思ひます。民意を聴くというふうな程度で取扱われていて、大して権威がないものであつたと私は思ふ。ところが国会がもしこれを取上げて採決したということになると、この請願を採決したということは、相當の権威をもたねばならぬと思ふ。そこで趣旨は賛成だけれども、今の実情ではなかく困難だといふ問題も事実あると思ふので、そういう点は関係省の意向も聴いて採決して、あとはどうでもいいというのではなく、そういう点まで考慮してやられたらよろう。私は議会の請願についてそういう考えをもつてゐるわけでありまして。

○松本(七)委員 できれば水谷さんの言われるように、明日やつていただきたいと思ひます。

○松本委員長 では時間を短縮する見地からも、明日最初に理事会を開いて、大体整理いたしましたから、請願の件をお諮りするといふようにしたらいかがでしょうか。

○松本委員長 非常によつて本修

○松本委員長 非常によつて本修

は目を通さねばならぬという陳情でなければ、あとにまわしてもいいではないかと思ひます。

○松本委員長 それでは急を要しない陳情にしましては、十分その意思を了承するといふことで決定しておきたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○松本委員長 それでは本日の日程はこれで終りました。これにて散会いたします。

午後七時四十五分散会

午後七時四十五分散会

昭和二十三年十月二十七日印刷

昭和二十三年十月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局